

# **生坂村過疎地域持続的発展計画**

## **(令和8年度～令和12年度)**



**長野県東筑摩郡生坂村**



## 目 次

1	基本的な事項	
(1)	概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	4
(3)	行財政の状況	6
(4)	地域の持続的発展の基本方針	7
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	9
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	9
(7)	計画期間	9
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	9
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1)	現況と問題点	10
(2)	その対策	11
(3)	計画	12
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	13
3	産業の振興	
(1)	現況と問題点	13
(2)	その対策	14
(3)	計画	17
(4)	産業振興促進事項	18
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	18
4	地域における情報化	
(1)	現況と問題点	18
(2)	その対策	19
(3)	計画	19
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	20
5	交通施設の整備、交通手段の確保	
(1)	現況と問題点	20
(2)	その対策	20
(3)	計画	21
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	22

6	生活環境の整備	
(1)	現況と問題点	22
(2)	その対策	23
(3)	計画	26
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	27
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	現況と問題点	27
(2)	その対策	28
(3)	計画	30
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	31
8	医療の確保	
(1)	現況と問題点	31
(2)	その対策	31
(3)	計画	32
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	32
9	教育の振興	
(1)	現況と問題点	33
(2)	その対策	34
(3)	計画	37
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	38
10	集落の整備	
(1)	現況と問題点	38
(2)	その対策	38
(3)	計画	38
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	39
11	地域文化の振興等	
(1)	現況と問題点	39
(2)	その対策	39
(3)	計画	40
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	41

12	再生可能エネルギーの利用の推進	
(1)	現況と問題点	41
(2)	その対策	41
(3)	計画	41
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	41
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1)	現況と問題点	42
(2)	その対策	42
(3)	計画	42
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	42

## 1 基本的な事項

### (1) 村の概況

#### ア 村の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

生坂村は長野県のほぼ中央、東筑摩郡の西北端に位置し、北アルプスを間近に望み、東は東筑摩郡筑北村、南は安曇野市、西は北安曇郡池田町、北は長野市及び大町市にそれぞれ隣接しています。長野市と松本市の市街地からほぼ中間に位置しており、村を縦貫する国道 19 号を主要幹線道路としています。

地形は東西 5.4km、南北 12.2km、面積 39.05km<sup>2</sup>で、縦長の形状を成しています。村域のほぼ中央を犀川が北流し、狭い平地が犀川沿いの河岸段丘にわずかに開けており、大部分は傾斜地となっています。

標高は、役場の位置で 519m、年間平均気温は 12.2 度と、松本平に比べ気候は温暖であり、年間降水量も 1,000mm 前後と県内では比較的少なくなっています。

村の北部には、信濃自然 100 選にも選ばれる景勝地「犀川・山清路」があり、四季の鮮やかな渓谷美が訪れる人々を楽しませています。

本村は、縄文・弥生時代から人々の営みが続けられてきた土地で、各集落の河岸段丘上の平地からは土器や石器が発見されています。奈良時代には段丘の平地で畑作、湿地では米作が次第に行われるようになりました。またこの地は都から越後に至る裏街道としても栄え、優秀な技術を持つ朝鮮からの帰化人も多く住むなど、土着文化と渡来文化的融合が豊かな村落文化を誕生させました。

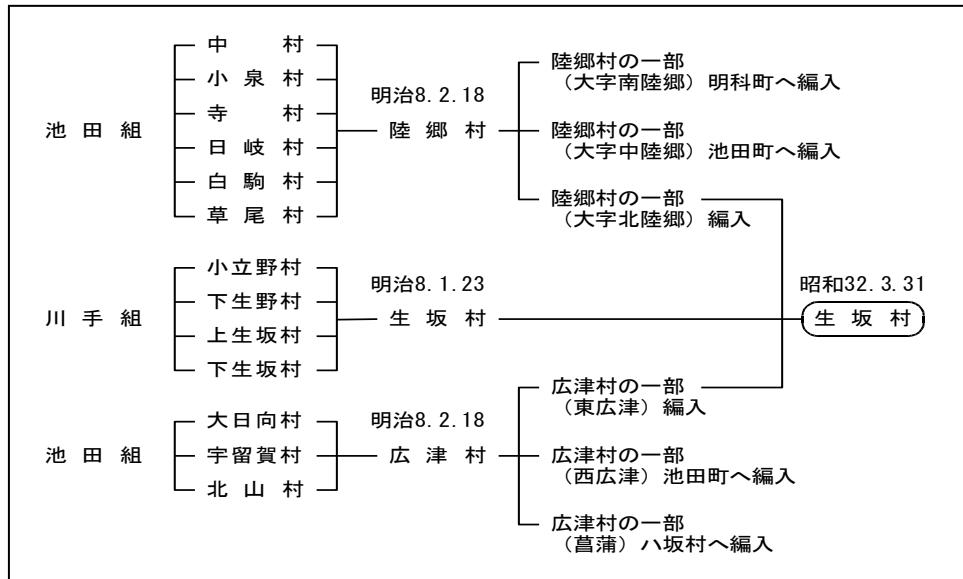
江戸時代に入り開墾が進むと農業活動が盛んになり、稻作よりもむしろ煙草、麻、紙すき等が主要な換金作物として発展しました。特に生坂の煙草産業は明治中期に専売制が実施されるまで非常に栄えました。また、明治末期頃からは養蚕が盛んになり、昭和 50 年代まで村の基幹産業として発展しました。さらに昭和 60 年代に入ると、衰退した養蚕産業に代わり巨峰産地づくりが開始され、「山清路巨峰」の銘柄で年々出荷が増えたなど、生坂の地は、住民の弛まぬ努力により農業立村として繁栄してきました。

一方、明治以降、国道 19 号が通るまで、犀川通船は物流の要として盛んに行われ、多くの横渡しもありました。橋が架かると、近隣の広津村や陸郷村との緊密な交流が一層盛んになりました。

昭和 32 年 3 月 31 日には、町村合併促進法により生活圏を共にしていたこれらの村の一部が生坂村に編入され、小立野、下生野、上生坂、下生坂、日岐、草尾、昭津、大日向、宇留賀、古坂の 10 地区で構成する新制生坂村が誕生し、現在に至っています。また、平成の市町村合併については、平成 14 年 5 月から地区説明会を行い、同年 9 月より市町村合併研究委員会を発会し、無作為抽出した 18 歳以上の村民 1,200 人を対象に合併に関するアンケートを行いました。その結果合併賛成が 42%、反対が 36% と賛成

が反対を上回り、合併先は穂高広域施設組合が51%と大半を占める結果となり、委員会もアンケートの結果を重視した結論を出しました。しかし、この時点で安曇野を中心に、穂高町、豊科町、三郷村、堀金村、明科町で任意合併協議会を設置しており、その状況の中で本村が加入を申し込むと混乱を招く恐れがあり、当面「自立」していくことを選択し現在に至っています。

## ■合併系譜図



## イ 村における過疎の状況

国勢調査を見ると、本村の人口は減少を続けています。昭和55年には3,142人でしたが、令和2年には1,639人となり、この40年間で約5割に減少しています。なお、国勢調査を基準とした推計値(長野県「毎月人口移動調査」)による令和2年8月の人口は1,656人となっており、平成27年から令和2年で10.1%と減少しています。

世帯数もこの30年間一貫して減少しており、昭和55年の873世帯から平成27年では697世帯となり、176世帯(20.1%)減少していますが、令和3年3月現在では717世帯と、空き家の活用等で若干移住者が増加しています。しかし、1世帯あたりの人員は同じ30年間に3.60人から2.64人に減少しており、世帯の小規模化が進んでいます。

こうした中、村では旧過疎地域振興特別措置法、旧過疎地域活性化特別措置法及び過疎地域自立促進特別措置法に基づき、過疎対策を推進してきました。

産業の振興では、農業生産基盤の整備充実をはじめ、特産品開発支援事業、観光・レクリエーション施設等の整備を進め、新たに中山間地域総合整備事業による農業基盤整備にも着手し、平成30年9月には活性化センターいくさかの郷がオープンしました。

交通通信体系の整備では、村道の主要幹線道路の改良事業や林道整備をはじめ、情報

通信においては、光伝送路等によるCATV施設の管理運営やブロードバンド施設の整備を行い、通信体系の整備充実を進めました。

生活環境の整備では、簡易水道施設の更新や水源調査の実施、また下水処理施設の整備を行い生活水準の向上に努めました。消防施設整備では、小型動力ポンプ及び消防積載車、詰所を更新するなど防災力の向上を図りました。

高齢者福祉等の増進については、高齢者福祉施設の整備、一人暮らしの高齢者等への生活支援などの福祉事業の実施や、医療の確保では、病院施設改築事業の負担金及び歯科診療所の機器購入を行い、身近な医療体制の充実を図りました。

教育・文化の振興では、小中学校へのギガスクールの導入や小学校の耐震補強工事、スポーツ施設や児童館・生涯学習施設の整備修繕等教育環境の充実を図るとともに、文化財資料館の建設と散在する有形無形の文化の保存・継承に文化財表示板の整備を行いました。

こうした多分野かつ長期間にわたる過疎対策事業の推進により、住民生活の質的向上は着実に図られています。また、昭和60年ごろからはじまった巨峰栽培は優良産地として評価されるまでになり、村を代表する誇りある産業に育つとともに、その後継者育成に向けた農業公社の新規就農研修制度により、多くの新規就農者が誕生し定着しています。

しかしながら、人口動向からみると、依然として過疎化の進行に歯止めがかからない状況であり、今後とも本村を取り巻く社会環境は厳しい状況にあるといえますが、産業の振興や観光事業の推進・住環境の整備など、安心して暮らせる環境づくりを進めます。

#### ウ 社会経済的発展の方向

本村の基幹産業であった第1次産業の就業人口は、昭和35年で71.4%であったのが、50年後の平成22年には15.9%と激減したのに対し、第2次産業では14.0%から32.7%、第3次産業では14.6%から51.3%に増加しています。昭和60年には第2次・第3次産業が第1次産業を上回るようになり、村民の生活も松本市や安曇野市など周辺都市部への通勤者が次第に増えるなど、これまでの暮らし方に変容をもたらしています。

一方、長らく本村の基幹産業であった農業は、地理的条件による農業生産基盤の立ち遅れや経営規模が零細なため生産性が低く、また後継者不足や高齢化、兼業化の進行により遊休荒廃地が増加するなど深刻な状況を迎えてます。

しかしながら、本村のぶどう栽培は、気候や地形といった自然条件を活かした高品質な生産が評価され、近年では村の代表的な農産物として着実な発展を遂げ、地域経済の活性化に大きく寄与しています。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

本村の人口は減少を続けており、国勢調査の人口で昭和 55 年に 3,142 人であったものが、令和 2 年には 1,639 人となり、この 35 年間で 1,503 人 (47.8%) 減少しています。これは昭和 30 年代以降の高度経済成長に伴う都市部への著しい人口流出や地域における産業基盤及び社会生活環境の整備の遅れ等が要因と考えられ、また、山間地の急峻で複雑な地形も人口の流出を促す大きな要因と考えられます。

しかし、このような地形的条件が四季の変化に富んだ美しい自然景観と豊かで優れた自然環境、そして個性ある地域文化や伝統ある地場産業を育んできたともいえます。

人口の年齢構成を 5 歳階級別にみると、平成 17 年に比べ平成 27 年では、減少を続ける若年層及び生産年齢層とともに、これまで増加傾向にあった高齢者層が占める率は依然高いものの減少をはじめており、本村においても少子高齢化が進行しています。

こうした人口構造の変化に伴い、長らく本村の基幹産業として発展を遂げてきた農業も就業者の高齢化や後継者不足などの問題が恒常化しており、就業者数は減少の一途をたどっています。

しかし、昭和 60 年ごろから始まった巨峰産地化への取り組みが大きな成果を上げてきており、平成 7 年に設立した財団法人生坂村農業公社による新規就農者の援助や住民団体との協働による特産品開発、また、新規就農者住宅等の整備により就農者の定住化を図り、農業を主軸とした産業の複合化へ新たな流れを創出してきました。

そんな中、高齢化により耕作意欲が低下し、住宅地周辺の小さな農地や条件不利地において耕作放棄地が増加傾向にあります。この状況に対して、高齢者にもできる小規模な農地での新鮮な野菜等の栽培は、高齢者の収入源となるとともに、農作業により張りのある生活ができ、耕作放棄地の解消と老人医療費の軽減を図る事ができます。それに、都市住民との交流事業の充実や省力化に向けた農業生産基盤の整備、道の駅いくさかの郷の直売所等による販路の拡大を図る必要があります。

一方、商業においては、多くの村民が日常的な買い物を通勤帰りなど村外で済ませることが多く、そのため生鮮食品を扱う商店がなくなっています。今後、買い物弱者である高齢者の増加や子育てのしやすい地域づくりを進めることを踏まえると、地域における商業機能の確保、充実は必須の事項となっています。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総 数	人 4,855	人 3,364	% △30.7	人 2,738	% △18.6	人 2,160	% △21.1	人 1,639	% △24.1	
0歳～14歳	1,604	691	△56.9	360	△47.9	227	△36.9	169	△25.6	
15歳～64歳	2,774	2,156	△22.3	1,703	△21.0	1,133	△33.5	774	△31.7	
うち 15歳～ 29歳(a)	812	571	△29.7	436	△23.6	248	△43.2	140	△43.5	
65歳以上 (b)	477	515	8.0	675	31.0	800	18.6	696	△13.0	
(a)/総数 若年者比率	% 16.7	% 17.0	—	% 15.9	—	% 11.5	—	% 8.5	—	
(b)/総数 高齢者比率	% 9.8	% 15.3	—	% 24.7	—	% 37.0	—	% 43.5	—	

表1-1(2) 人口の見通し

(人口ビジョンの目標値（令和42年に1,300人超）を下げる場合)

	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年
総人口（人）	1,843	1,665	1,525	1,416	1,334
平成27年基準人口指数	1.00	0.90	0.83	0.77	0.72
合計特殊出生率	—	1.65	1.84	1.96	2.07
年間社会増加数（純増数）	△12.3	△6.2	△2.2	1.4	3.9
【参考】社人研推計準拠	1,843	1,665	1,504	1,360	1,234

	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年
総人口（人）	1,268	1,205	1,143	1,085	1,033
平成27年基準人口指数	0.69	0.65	0.62	0.59	0.56
合計特殊出生率	2.19	2.19	2.19	2.19	2.19
年間社会増加数（純増数）	3.9	3.4	3.2	2.6	2.6
【参考】社人研推計準拠	1,115	1,008	908	818	736

※合計特殊出生率：長野県人口ビジョンに準拠して令和22年に2.19を達成する水準を設定

※移動率：社人研推計（平成30年）の平成27年の値がマイナスの場合は+0.065、プラスの場合は1.5倍の水準まで令和22年に到達する設定

### (3) 行財政の状況

本村では、歳入面における自主財源が乏しく過疎化と高齢化という極めて深刻な課題を背負っており、主要財源である地方交付税は、平成27年度に実施された国勢調査で村の人口が前回調査時よりも減少したため、法定人口をベースとした村の財政規模の縮小が懸念され、引き続き厳しい状況が見込まれています。

このため、財政基盤の安定強化を一層図り、財政の健全化や人口維持対策及び地域の活性化対策等の取り組みを進めていくことは、本村にとって必要不可欠な事項です。また、多様化する村民のニーズに応えられる施策を講じるとともに、将来を見通す知恵と工夫を凝らした財政運営を推進する必要があります。

表1－2(1) 村財政の状況 (単位：千円)

区分	平成27年度	令和2年度	令和6年度
歳入総額 A	2,103,413	2,781,390	3,094,120
一般財源	1,417,856	1,438,366	1,720,396
国庫支出金	174,707	484,940	596,322
都道府県支出金	110,231	126,678	120,797
地方債	268,790	321,815	337,710
うち過疎対策事業債	130,100	248,100	205,800
その他	131,829	409,591	318,895
歳出総額 B	2,062,446	2,718,527	3,051,685
義務的経費	697,134	862,615	917,093
投資的経費	357,720	364,541	841,123
うち普通建設事業	345,182	298,767	833,808
その他	1,007,592	1,192,604	459,661
過疎対策事業費	175,922	280,661	409,002
歳入歳出差引額 C (A - B)	40,967	62,863	42,435
翌年度へ繰越すべき財源 D	12,225	33,783	23,773
実質収支 C - D	28,742	29,080	18,662
財政力指数	0.14%	0.15%	0.13%
公債費負担比率	14.0%	11.3%	9.1%
実質公債費比率	10.6%	7.3%	7.3%
起債制限比率	7.9%	4.3%	4.2%
経常収支比率	75.7%	82.5%	80.2%
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	2,334,291	2,695,073	2,398,415

表1－2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	7.8	9.3	13.8	15.1	15.6
舗装率 (%)	23.4	38.6	51.9	52.0	53.3
農道					
延長 (m)	—	—	—	—	9,142
耕地1ha当たり農道延長 (m)	35.1	39.5	39.5	35.1	40.1
林道					
延長 (m)	—	—	—	—	16,097
林野1ha当たり林道延長 (m)	3.1	4.7	5.4	5.3	5.3
水道普及率 (%)	89.3	92.5	90.1	93.4	92.5
水洗化率 (%)	—	—	47.8	78.1	88.8
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	—	—	—	—	—

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

本村の将来像を「確かな暮らしを明日につなぎ 明るく 健やかに生きる村」とし、豊かな美しい自然の中で村民が健康に恵まれ、先人が築いた伝統を基に村への愛着と夢を抱いて、いつまでも楽しく暮らし続けられる安全安心な村を目指すことを将来の姿とします。

また、計画の全ての施策は人が礎となるものであり、本村の人口減少・少子高齢化問題は重要課題として、福祉・子育て支援の充実、産業の振興、住環境の整備、人口の維持等に努めていくため、次の5本の柱を掲げ取り組みを進めます。

##### ○ 健やかに子どもが育ち学び続けられる村づくり

- ・全ての子どもたちが、恵まれた自然環境の中で健やかに育まれる環境を整え、村への愛着が持てる教育を充実させます。
- ・次世代を担う子どもの校内、校外における教育を充実させます。
- ・社会人になってからも様々なことを学び続け、心豊かに生活を送れるよう生涯学習の機会を広げていきます。
- ・長い年月にわたり蓄積された伝統文化を保存し次世代へ受け継ぎ、さらに新たな文化を創出していくための支援をしていきます。

○ みんなが元気でにこにこ暮らせる村づくり

- ・医療機関が不足している村内で、村民が健康に不安なく元気に暮らしていけるよう医療体制を整備していきます。
- ・お年寄りや社会生活に支障をきたしている方々が、不安なく暮らしていけるよう、生活や自助・自立のお手伝いをしていきます。

○ 気持ち良くゆったり暮らせる村づくり

- ・道路整備、公共交通機関の利便性向上、公共施設・設備の整備などにより便利で生活しやすい環境を作っていきます。
- ・廃棄物処理対策、不法投棄防止などにより衛生的で快適な生活を維持し、自然環境の保護にも配慮していきます。
- ・災害や犯罪の発生を予防し、万が一非常緊急事態が発生したときは迅速な対応に努め、生命・身体への侵害を防ぎます。
- ・村内を交通の激しい幹線道路が縦断しているため、交通安全対策の充実も図っていきます。

○ 活気にあふれにぎわいに満ちた村づくり

- ・村にある山、川等の景観、自然の恵み、施設、伝統文化などの様々な資源を活用して、農業、林業、商工業、観光を発展させ、経済的にも潤い、活気に満ちた村づくりを推進します。

○ みんなで元気な村づくり

- ・自助、共助、公助を基本としながら、行政と村民が手をたずさえて、自分たちの村を共に作り上げていきます。そして、現在も実施している協働事業をさらに発展、拡充していきます。
- ・村民との協働を推し進めるにあたって、ボランティア活動の支援、情報の共有、行政組織の改革、協働のパートナーとしての村職員の資質向上を推進していきます。
- ・高度情報化社会に対応し、インターネット等の情報設備により、常に新しい情報を得て利用できるよう情報通信機器を整備、また素早い情報の提供に努めます。

## (5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の活性化と持続的発展を果たしていくためには、過去何十年にも渡って減少してきた人口を下げ止め、新たな人々を受け入れるためには、村職員はもとより、外部パートナー、村民が一丸となって知恵を出し、汗をかく不断の努力が必要不可欠です。

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の将来人口推計によると、村の人口は村の人口は令和 12 年に 1,360 人（令和 7 年比△9.5%）で令和 17 年には 1,234 人（同△9.2%）になるとされています。

令和 7 年 3 月に策定した「第 3 期生坂村人口ビジョン」及び「第 3 期生坂村まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、令和 42 年には 736 人となる社人研の将来推計人口を、各種取り組みの成果により 1,033 人と推計し、長野県人口ビジョンに準拠し、出生率・移動率を維持した状態での数値を目標としています。この推計に基づき、本計画の最終年である令和 12 年度末における目標人口を 1,416 人と定めます。

## (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画を着実に推進していくためには、事業の進捗や効果について適切に評価し、その結果に基づき見直しや改善を行う P D C A サイクルが重要です。

そのため、毎年度実施する行政評価を通じて、設定した数値目標等を基に、実施した施策や事業の効果を検証し、計画の達成状況を評価します。

- Plan（計画）：従来の実績や将来の予測などを基にして業務計画を作成する
- Do（実行）：計画に沿って業務を行う
- Check（評価）：業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する
- Action（改善）：実施が計画に沿っていない部分を調べて改善する

## (7) 計画期間

計画期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 箇年間とする。

## (8) 公共施設等総合管理計画との整合

本村においては、これまで取り組んできた過疎対策等事業により、村民の生活基盤である公共施設等の整備を進めてきましたが、老朽化対策と人口減少に伴い公共施設の統廃合が必要となり、厳しい財政状況が続く中で、少子高齢化によって公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されます。

このような状況の中、本村では施設の現況と将来費用の見通しを推計し、将来の基本的な管理方針を定めた「生坂村公共施設等総合管理計画」を平成 29 年 3 月に策定し、

①点検・診断等の実施方針 ②維持管理・修繕・更新等の実施方針 ③安全確保の実施方針 ④耐震化の実施方針 ⑤長寿命化の実施方針 ⑥統合や廃止の推進方針 ⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための方策を定めています。

本計画では、本村が所有する公共施設の適正化や集約・縮減を目標とした公共施設等総合管理計画の方針に基づき、この計画に記載されたすべての公共施設等の整備にあたっては、整合を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

#### 【移住・定住】

本村の人口は、昭和 35 年の国勢調査では 4,855 人でしたが、少子化や転出超過などから人口減少が続いており、令和 2 年の国勢調査では 1,639 人まで減少し、人口減少問題への対応が喫緊の課題となっています。

その要因としては、高等学校や大学・専門学校が無いことや就労の場が少ないことが挙げられ、高校卒業を機に修学や、就業の機会を求めて村外に出ていく傾向にあります。

また、過疎化により増加した空き家が、景観上及び防犯・防災上の問題となっていますが、中には利活用が可能なものも多いことから、移住・定住のための環境整備の面からも早急な取り組みが必要です。

#### 【地域間交流】

本村は、国内では北海道標津町と交流をしており、中学生においては相互派遣交流を通して互いの歴史や文化、民族性などを理解し合っています。今後は、地域の自立・活性化に結び付けていくよう、さらに地域間交流を推進していく必要があります。また、国外ではハンガリーと提携しており、道の駅いくさかの郷では、ハンガリー村として歴史や文化・民族性、郷土品など相互で理解・共有していますが、今後は地域の実情に合わせ国際化に対応した地域間交流が求められています。

#### 【人材育成】

本村の行政区は 10 区で構成され、各地区は 3 ~ 10 集落からなり戸数も 1 戸から 41 戸（令和 7 年 7 月 1 日現在）と様々です。この中には人口の減少と高齢化により、集落機能の低下した集落が出てきています。こうした中で、地区担当職員の設置やいくさか大好き隊員（地域おこし協力隊員と集落支援員）、また生坂村特定地域づくり事業協同組合を設立して、地域の課題や地区活動のサポートを行っていますが、地域社会の担い手を地域内の人材のみで確保するには限界があります。

しかしながら、積極的に村づくり活動をしている住民有志のグループもあり、農業公社との連携による特産品開発、大城・京ヶ倉の登山道の観光資源開発など行っています。

また、いくさかの郷の農産物直売所では、地元産農産物の出荷を担う農林水産物生産者組合が組織され、これらに加えボランティア活動も各分野で行われており、村民一人ひとりが様々な活動を行い生坂村独自の村づくりスタイルが確立しつつあります。

昨今の情報化社会に対応するために、ICNでは動画による自主放送を充実させ魅力ある番組作りを進め、防災行政無線・広報誌、ホームページによる情報提供と合わせ、それぞれの特色を生かした各種情報の提供が必要です。

村民の活動を支援し集落機能の維持・強化と、併せて人材の育成を図り、情報の提供と共有に努め協働による開かれた村づくりが求められています。

## (2) その対策

### 【移住・定住】

- ①移住者が早期に地域へ定着できるよう、地域との交流の促進や必要なサポートを行います。
- ②移住者の増加を図るため、村内の入居可能な空き家物件を調査し、空き家バンクやWEBサイトの楽園信州空き家バンクへの登録、空き家情報の提供を行います。
- ③移住を促進するため、村営住宅や空き家を有効活用し、村の自然環境や農村風景を活かしたゆとりある生活が送られるよう努め、リフォーム等補助など定住促進に向けた支援を推進していきます。

### 【地域間交流】

- ①生坂の魅力を発信し、周辺地域や都市住民、大学なども含めた人的交流・物的交流・情報交流などの拡大により、村内全ての施設への誘客と、地域活力の創出につなげていきます。
- ②生まれ育った生坂村のことを知った上で、道の駅いくさかの郷を通じて交流ができたハンガリーなど、異文化に触れ・学び理解を深めるため、国際交流事業の推進に努めていきます。

### 【人材育成】

- ①自助・共助・公助を基本とし、村民と行政が対等な関係と信頼関係で結ばれ、それぞれの役割分担を認識し合い、協働による村づくりという共通課題に向けて実行していきます。そのためにも人材育成の支援を進め、区の役員・住民と地区担当職員やいくさか大好き隊員（集落支援員）との連携を強化していきます。

- ②住民の団体活動などから、地域に新しい経済効果を生み出し地域を豊かに元気にしていく地域のビジネス活動を促進・支援していきます。特に、道の駅いくさかの郷への出荷など新たな地域活動により、村民が主体となる経済活動を支援していきます。
- ③地域活動の基盤づくりとして、住民コミュニティ活動の場となる地区集会場や教育文化施設などの公共施設は、指定管理制度により住民の運営参画で効果的な活用を進め、非常時には避難施設としての役割を果たしていきます。

#### 成果指標と目標

数値目標	基準値	目標値
人口	1,615 人	1,438 人
転出者数と転入者数との差	31 人	27 人以下
村内延べ宿泊者数	3,299 人	3,500 人
体験ツアー参加者数	117 人	150 人
空き家バンク制度を利用した移住世帯数	49 世帯	100 世帯
移住者田舎体験ハウス利用日数	143 日	150 日

#### (3) 計画

##### 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1)移住・定住		
		若者定住促進住宅の建設	村
	(4)過疎地域持続的発展特別事業		
	移住・定住	移住体験施設等整備及び運営	村
		空き家対策事業の推進	村
		リフォーム等に対する補助	村
	地域間交流	北海道標津町との相互交流	村
	人材育成	地域おこし協力隊への支援	村
		職員の相互派遣	村
		地域づくり人材育成	村
		特定地域づくり事業への支援	村

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本村が保有する公共施設の規模や配置の適正化、コストの縮減など生坂村公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては、整合を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

### 3 産業の振興、観光の開発

#### (1) 現況と問題点

##### 【農業】

本村の農業は、米と巨峰を中心として野菜栽培も営まれており、直売所を中心に農産物の販売額が増加傾向になってきていますが、小規模農家が多く農家の高齢化も進み、後継者不足や転出による地主の不在などで、遊休荒廃地の増加が見られます。

農地の保全としては、中山間地域直接支払事業8集落と多面的機能支払交付金事業8集落の導入により、地域の住民の取り組みで荒廃地の有効活用を進めていますが、近年の農業経営を取り巻く環境は非常に厳しく、農地の面積が限られているため農地の大規模化も困難な状況です。

今後は、体験型農業や特産品開発等により、都市住民との交流を通して販路の拡大を図り、滞在型の観光農業としての発展も視野に入れていくことが重要になっています。

##### 【林業】

林業は、国内木材の価格低迷や需要の減少と後継者不足などにより、依然厳しい状況にあり、森林所有形態も小規模で不在地主が多い状況です。平成20年度から県の森林税を活用した事業で里山整備を進めていますが、赤松林は松くい虫の発生により枯損木が年々増加しています。伐倒駆除と空中散布により対応はしていますが被害拡大が速く、将来赤松林は消滅する恐れがあります。広葉樹は原木として利用できるため、高津屋森林公園を拠点としてキノコのコマ打ち体験や販売を行い、森林体験の滞在型施設として活用していますが、今後もこれら林産物を生かした多角的な視点から、林業の活性化を図ることが必要です。

また、近年では森林の荒廃や遊休農地の拡大によって、有害鳥獣による食害被害も増加していることから、防護柵等の設置が必要です。

##### 【商工業】

本村の商業は、近隣の大型店などにおける消費が増えていることから、経営状況は厳しさを増しています。高齢者など交通弱者にとって、村内商業の衰退は生活に大きな支障になります。今後さらに、商業と農業と観光の連携により、新しい複合的な商業形

態の形成を図り、地域の活性化手段として検討していくことが必要です。

また、工業は零細企業が多く、企業の誘致も難しいため、労働力が村外に流出し大変厳しい状況にあります。新しいライフワークスタイルとして、リモートワーク等の働き方が普及していることを踏まえ、今後はテレワークなども視野に入れ検討していかなければなりません。

#### 【観光の開発】

赤とんぼフェスティバルや都市との交流事業である農村体験は定着しつつあり、リピーターも増え地域住民との交流も進んでいます。村営やまなみ荘では、近年増加しているアウトドア体験やブドウ狩り体験を宿泊パックにするなどして、村への滞在時間と利用客の増加への取り組みも行われていますが、村民のやすらぎと憩いの場としての利用をさらに増進するための方策も必要です。

道の駅いくさかの郷では、村内で採れた新鮮な農産物を多数販売し、経済効果を生み出しています。ブドウや竹の子などが旬の時期には来場客も増えるため、生産者組合員へ出荷を促すことで満足度の高い道の駅を目指すとともに、観光客の誘客にもつなげ農業者の所得向上を図ります。

## (2) その対策

#### 【農業】

- ①圃場整備率は80%ほどで、小規模な圃場未整備地を受益者の希望により、作付け作物の検討も含めて、農道・用排水路及び農業関連施設の改修など地形にあった工法での工事を中山間地域総合整備事業により実施していきます。
- ②農業の機械化と維持管理の省力化を図るため、受益者との協働により農道・用排水路の整備を行っていきます。
- ③高齢者農家への支援と農地保有合理化事業を推進するため、新規就農者支援の拡充を行うとともに、地場産品の加工販売を促進し、地産地消と就業の場の確保に努めています。
- ④特産である「山清路巨峰」の産地確立で、専業農家として新規就農者が産業としての農業に取り組むようになり、関係団体とも連携し補助制度を取り入れ、支援をしながら村に適した作物や新しい作物の産地化を図り、遊休荒廃地の解消と後継者対策として、自立した経営ができる農業を推進していきます。
- ⑤近年、田舎暮らしを希望する人が増加していることから、兼業農家又は離村した空き家と農地を借り上げて、農業をしながら農村での生活をしてもらう事で、定住に繋がるよう山村の良さをPRし人口の維持につながる施策を講じてきます。
- ⑥有害鳥獣対策は8地区で大規模な侵入防止柵を整備し、特産の巨峰等を含めた農作

物の被害対策をしていますが、今後も未設置地区への整備推進を行っていきます。また、山間部での対策として、小規模な侵入防止柵の設置補助や捕獲檻の貸出事業を推進していきます。

### 【林業】

- ①松くい虫の被害拡大を最小限に抑え、用途と地形に合った計画的な樹種変換をするとともに、地域住民の協力により森林税を活用した里山整備を推進し、観光林業と森林の里親促進事業による企業の参入によって活性化を図り、林道・作業道の改良や舗装の整備も継続して行っています。
- ②地元材の利活用として県の木材研究の成果を利用し、集成材等として村内材の活用方法を検討していきます。また、生坂薪ステーションにより除間伐した木材の薪燃料化の推進を行うとともに、森林資源を活用したバイオマス発電についての調査研究を支援していきます。
- ③山林の持つ資源として、木材は原木や薪・木炭として活用し、こしあぶら・たらの芽等山菜として需要のある木を育て、生産意識の向上を図りながら森林を活用した林業体験型公園の整備を検討していきます。
- ④増加する鳥獣被害に対応するため、引き続き侵入防止柵の整備の推進や猟友会への育成支援、簡易型電気柵の補助制度を推進していきます。

### 【商工業】

- ①既存の商店の改装・改築等及び起業者による魅力のある店舗づくりができるよう、補助金も検討し推進するとともに、道の駅いくさかの郷による宅配サービスなど、地域性にあった販売方法を検討していきます。
- ②地域住民からの需要は限られていることから、道の駅いくさかの郷を中心とした外からの観光客にも対応した商業展開に努め、観光客のニーズに合うイベントや体験施設等と連携しながら市場の拡大を図るとともに、県外イベントへの出店販売や近隣市町村での特産品移動販売の推進、いくさかマル得商品券の発行によって村内商工業の活性化を進めています。
- ③道路交通網の整備や社会情勢を見ながら起業者の支援及び企業誘致を進め、若者の定住化や就労機会の確保などにつなげていきます。また、テレワークなどの施設整備に努めます。
- ④農業公社の特産品開発部や村内団体による地域の食の発見・加工品開発活動により、新しい付加価値の高い特産品の開発に取り組むとともに、伝統の味を守りながら生産販売を強化していきます。また、郷土の伝統食で人気の高い灰焼きおやきを次代

へ継承するため、生産力の強化を進めています。

- ⑤農産物加工施設での特產品開発及び生産の促進と効率的利用を図るとともに、機材の整備・更新を計画的に進めています。
  
- ⑥商工会の指導体制を強化するため、池田町商工会との広域連携を継続し活動の強化に努め、制度資金の活用や商店の体質の強化により、経営の安定を図っていきます。

#### 【観光の開発】

- ①やまなみ荘を本村の観光拠点施設として位置付け、機能向上を図りながら村民福祉の増進や地域住民と都市住民が交流を行なうことにより、企業力・営業力を高め健全経営に努めています。
- ②道の駅いくさかの郷は、生坂創生の中核施設として村内各施設との連携を図りながら、情報発信や観光誘客を進め、他にはない特色のあるイベントの企画や特產品、郷土料理、風景などを発信し関係人口の増加に努めています。
- ③山清路をはじめ犀川の清流や大城・京ヶ倉登山道、金戸山の山岳資源など、豊かで美しい自然環境が重要な観光資源として管理組織の強化と施設整備を進め、信濃十名勝の景勝地で歴史ある山清路の観光振興を図っていきます。
- ④やまなみ荘や道の駅いくさかの郷、高津屋森林公園やスカイスポーツ公園、山岳トレッキングコースなど集客施設相互間の連携に努めるとともに、利用率や認知度の低い施設の有効活用を図り、観光客の回遊性の向上と日帰りから滞在型まで幅広く観光ニーズに応えられるよう、村の産業として経済波及効果につながる仕組みづくりを進めています。
- ⑤関係人口の増に向けて、豊かな自然環境や文化、歴史に触れる事のできる農村宿泊体験型イベントを村民との共同により企画・展開するとともに、観光ニーズに沿った内容の見直しや充実を図り、それらの参加者の移住と村の活性化につなげていきます。赤とんぼフェスティバルは村の一大イベントとして、内容をより充実させ、村外外来者数の増加と村民相互の交流を図るために企画運営していきます。
- ⑥農業体験や林業体験など、農林業と連携した観光の展開や、商工業との連携による観光用特產品の開発・販売の強化など、村民と村内業者などが連携して経済的付加価値を高める活動を促進し、新たな観光産業を形成していきます。
- ⑦周辺市町村と連携して、幅広い観光集客ができるよう、松本広域連合の企画への参加や観光ルートの形成により、やまなみ荘及び村内宿泊施設への誘客にもつながるネットワークづくりを進めています。
- ⑧積極的な観光事業を展開するため、村観光情報発信の拠点として、県外や近隣市町

村、松本山雅F C関連のイベントなどに参加し、効果的な観光P Rに努めるとともに、加入団体の充実と体制強化を図っていきます。

### 成果指標と目標

数値目標	基準値	目標値
就業者数	454人	456人
農業産出額	290,000千円	310,000千円
新規就農戸数	23戸	25戸
いくさかの郷直売所農産物販売額	97,185千円	135,000千円
商工会会員数	61事業所	61事業所
店舗整備促進事業補助金交付件数	4件	6件

### (3) 計画

#### 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
2 産業の振興 、観光の開発	(1)基盤整備		
	農業	農業公社支援・就農支援 遊休荒廃地対策 中山間地域等直接支払 電気柵整備・緩衝帯整備 県営事業負担金 農業用倉庫防火施設整備	村
	林業	松くい虫空中防除・枯損木伐採	村
	(4)地場産業の振興		
	生産施設	ぶどう苗及び棚整備	村
	加工施設	加温ハウス整備 加工施設機材等整備	村
	流通販売施設	農産物直売所整備	村
	(9)観光又はレクリエーション		
		体験ツアーブル 赤とんぼフェスティバル 観光拠点施設機能向上整備 体験施設整備・維持管理 公園整備・維持管理	村

	(10)過疎地域持続的発展特別事業	
第1次産業	荒廃地防止支援員設置	村
	多面的機能支払	村
	農業用機械整備	村
商工業・6次産業化	規模拡大・食料品販売店への補助	村
	マル得商品券補助	村
情報通産業	I T システム構築	村
観光	観光協会への補助	村
企業誘致	新規企業・起業者支援	村
その他	地域活性化コーディネーター設置	村
	特色ある道の駅の整備	村

#### (4) 産業振興促進事項

##### ( i ) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種については、次の表のとおり。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
生坂村全域	農業、林業、農林 水産物等販売業、 製造業、観光業、 情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

##### ( ii ) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

産業の振興の（1）（4）に記載のとおり。

#### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本村が保有する公共施設の規模や配置の適正化、コストの縮減など生坂村公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては、整合を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

### 4 地域における情報化

#### (1) 現況と問題点

地域情報については、地上デジタル化に対応するため、CATV施設の整備に伴い、同軸ケーブルを光ケーブルへと更新を行い、サービスの提供と加入率向上を進めていますが、まだ接続していない世帯があり、接続率の向上に努めていく必要があります。また、インターネット環境では、通信格差是正のため、大容量で高速な情報通信サービス

を利用できる通信基盤の整備を平成 21 年度に実施し、サービスの普及・推進を図っています。

今後は、各分野において I C T の活用など情報通信技術を巡る動向に対応した情報政策の展開を図っていくことが重要です。また、デジタル移動系無線が旧規格無線機であるため、令和 4 年 11 月までには新スプリアスへの更新が必要となっています。

情報発信として、防災行政無線、広報、ホームページ、I C N（生坂村コミュニケーションネットワーク）で村政情報を提供していますが、今後もこの情報提供手段のそれぞれの特色を活かし、連携を強め開かれた村政の推進を行っていく必要があります。

## (2) その対策

- ① I C N や高速大容量通信を活用したインターネット環境・防災情報等、村民の「知る権利」を最大限に尊重した、開かれた村政の推進を図るため情報公開制度の充実及び適正な運営に努めていきます。
- ②マイナンバーなどの I C T を活用した行政サービスの提供や、システムの最適化によるキャッシュレス決済の導入など、業務効率の向上を図り個人情報の保護や情報セキュリティの対策についても適正に対応します。

成果指標と目標

数値目標	基準値	目標値
行政情報の提供を満足と感じる村民の割合	48.9%	50.0%

## (3) 計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
3 地域における情報化		(1)電気通信施設等情報化のための施設ブロードバンド施設	
	防災行政用無線施設	整備・維持管理	村
	テレビジョン放送等難視聴解消のための施設	CATV 施設整備・維持管理	村
	ブロードバンド施設	光ファイバー網整備・維持管理	村
(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	情報化	公衆無線 L A N 環境整備	村
	デジタル技術活用	I C T 利活用の推進	村
	A I 技術	A I 技術の活用	村

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本村が保有する公共施設の規模や配置の適正化、コストの縮減など生坂村公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては、整合を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

### 5 交通施設の整備、交通手段の確保

#### (1) 現況と問題点

本村の道路は、国道の防災工事が進められ、県道においても改良工事が進められていますが、村道も含めさらなる道路環境の整備が必要です。生活道路の確保や地区からの要望については、各種事業の導入や協働による作業により取り組みを行えるシステムを形成してきています。

村の公共交通施策として、以前は幹線系の路線バスと集落をつなぐ周回バスの2種類を運行していましたが、過疎化やマイカーの普及等により、利用者が著しく減少していました。こうした中、平成20年度に生坂村地域公共交通総合連携計画を策定し、平成21年度より3ヵ年の実証運行の実施を経て、平成24年度より本格運行に移行し現在に至っています。今後も、利用者の意向や利用状況を把握しながら、交通弱者の足を確保するため、車両の更新を図りつつ、コスト削減に努め効率の良い運営方法を検討し、永続的に維持していくことが重要課題となっています。

全ての公共インフラは生活に密着し重要度も高いため、安定した維持管理と運営が求められています。

#### (2) その対策

- ①山清路国道防災工事の早期完成を要望するとともに、その他の箇所でも災害による通行止めがない道路の整備を推進していきます。
- ②県道は、通院・通学など生活に密着しているため、大町麻績インター千曲線の道路改良、上生坂信濃松川停車場線のトンネル化を推進し、下生野明科線、宇留賀池田線を含め4路線の改良等整備を推進していきます。
- ③村道は、幹線道路の改良を計画的に進め、集落間の連絡や生活・福祉の向上のため整備を進めていきます。また、道路ストック（舗装・法面）総点検に基づく村道の長寿命化・道路修繕工事及び橋梁長寿命化計画に基づく定期点検や橋梁補修工事を推進していきます。
- ④生活道路の確保は、村内の道路は概ね整備はできているものの、観光資源へのアクセス道路、農産物の搬出道路、通勤通学道路としても有効に機能するように各種事業を導入しながら整備を進め、区からの要望箇所は、低コストで事業効率を上げる

ため、地区住民の協働作業である「おてんま」による道路整備や除草作業を推進していきます。

⑤公共交通の整備は、交通機関の充実を図り生坂村公共交通協議会において、実情に合ったダイヤの効率化・利用者にあった新しい交通システムを検討するとともに、財源負担を抑えた持続可能な交通システムにするため、県の地域公共交通最適化サポート事業の路線となるよう努め、村営バスと公共交通空白地有償運送事業との整合も図っていきます。

#### 成果指標と目標

数値目標	基準値	目標値
村営バス犀川線 年間利用者数	22,949 人	21,350 人

### (3) 計画

#### 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1)市町村道		
	道路	改良・舗装・維持修繕	村
		長寿命化計画の策定	村
	橋りょう	更新・点検・維持補修	村
		長寿命化計画の策定	村
	(2)農道		
		改良・舗装・維持修繕	村
	(3)林道		
		舗装・橋梁点検業務	村
	(6)自動車等		
	自動車	村営バス車両更新	村
		公用車更新	村
	(8)道路整備機械等		
		道路整備機械購入	村
	(9)過疎地域持続的発展特別事業		
	公共交通	村営バス運行	村
	交通施設維持	集落間連絡道路施設整備	村

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本村が保有する公共施設の規模や配置の適正化、コストの縮減など生坂村公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては、整合を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

### 6 生活環境の整備

#### (1) 現況と問題点

##### 【上下水道施設】

上水道は、村が管理している簡易水道と、各地区で管理している小規模水道があり、込地、重、雲根地区については、道路改良に伴い村管理の水道に切り替え、一貫した管理運営を行えるよう整備が必要となっています。また、下水道は、農業集落排水施設と合併処理浄化槽の整備により全村水洗化を進めており、今後はそれぞれの加入率の向上に努め、上下水道ともに健全な運営を保つために、両者を一貫した体制で合理的・経済的に管理し、財政状況を勘案して使用料金などの見直しの検討も必要になります。

また、水源については引き続き調査・検討が必要であるとともに、今後は広域的な事業も視野に入れつつ整備をしていく必要があります。併せて、上下水道施設とも老朽化が進んでいることから、個別施設計画に基づき長期的なインフラ整備が必要です。

##### 【廃棄物処理】

身近な環境保全のために、年1回住民がごみ拾いと花植えを行い、美化運動を実施しています。しかし、人家のない場所への不法投棄がなくならないのが現状です。看板設置や警察との協力等により、不法投棄の未然防止に努めていくことが必要です。

##### 【消防・救急体制】

本村は、平成20年度に土砂災害警戒区域の指定を受け、災害危険箇所を定期的に調査し、危険住宅の移転や国・県との連携による治山・治水砂防事業の推進、各防災施設の点検及び維持補修を進めており、住民の生命と財産を守り、安心して暮らすことができるよう、これらの事業を継続的に進める必要があります。

非常備消防では、3分団で組織し初期消防体制の充実を図っています。しかし、団員の減少で特に昼間の団員確保が課題となり、機能別分団制度を導入していますが、少子高齢化に対応するため、より一層の地域住民の連携・協力も含めた組織体制づくりが必要となっています。

また、全10区において結成される自主防災組織の育成・支援を推進するとともに、防災士による住民主導型の警戒避難体制の整備など、自主防災意識の高揚と村民が安心

して生活できる地域防災体制の確立が必要となっています。

地域防災計画は、令和4年度に全面的な見直しを行いました。今後、この計画を基に効率的・効果的な防災体制の計画的な整備と、有事の際に迅速で適切な対応を図ることが求められます。

#### 【住環境の整備】

本村での土地利用に関する方針となる農業振興地域整備計画は定期的に見直し、自然環境に配慮しながら優良農地の計画的かつ効率的な活用に努めていますが、空き家の増加とともに遊休荒廃農地も増えています。そのため、農地をはじめとする土地の有効活用を進めるため、空き家バンクの充実も含め自然環境や景観の維持を進める必要があります。

公営・村営住宅については、定住を目的にした住宅は村外からの若い世代の利用はあるものの、年数が経過した住宅は維持修繕費用が増えていくため、対応が必要となっていきます。

生活様式や社会構造の変化などにより、墓地に対するニーズも多様化してきており、墓地・霊園の整備にも様々な検討が必要となっています。

農村風景の維持により都市からの移住を促進するため、空き家や公営・村営住宅などの資源を有効活用し、自然環境を生かしたゆとりある住環境の形成を計画的、効率的に進めていくことが求められます。

#### 【安全なまちづくりの推進】

本村は、南北に国道19号が縦断しており、交通量が非常に多く交通安全対策が必要です。また、通学路などの通行に危険な箇所への対策を進め、巧妙で多様化・凶悪化する犯罪を未然に防止するための啓発活動や警察との連携を強化することが重要です。

### (2) その対策

#### 【上下水道施設】

- ①上下水道施設の適正な整備を行い、個別施設計画を基に老朽化した施設の計画的な修繕管理に努め、安定した施設運営を図ります。
- ②安曇野市と大町市から受水しているため、漏水箇所の通報や節水による有効利用を、広報誌等により住民へ啓発し、日常の管理をさらに強化して漏水を減らすよう努めています。
- ③新水源の調査・検討に努めています。

- ④農業集落排水施設の加入率は、3地区で92.77%になっており、特に高齢者世帯を中心として加入の促進に努め、経営の安定を図っていきます。また、個別合併処理浄化槽地域の整備率は79.07%になっており、整備を促進するため補助事業を継続します。汚泥については、将来人口の減少にともない、汚泥の処理等の効率化を図るなど、総合的に処理体制を検討し整備を行います。
- ⑤ICNの伝送路を使用し、上下水道施設の集中管理を行い効率的な運営体制の整備に努めていきます。
- ⑥上水道では集中管理システムの整備には莫大な費用がかかるため、配水池に流量計を設置して、ICN伝送路を使用する管理方法も検討し、下水処理施設には警報装置による管理で、経費の削減を図り使用料金の見直しを含めた運営に努めています。

#### 【廃棄物処理】

- ①可・不燃物、粗大ごみについては、業者に委託し処理していきます。ごみの適正処理やリサイクルに対する啓発を進め、ごみの排出抑制に努めます。また、村民自身の環境への関心を高めるため、村内一斉の環境美化運動・花ざかり運動への参加を推進していきます。併せて、村内の山や川を、ごみや空き缶などのない空間として維持整備するとともに、公共施設の環境美化にも努めています。
- ②広報誌やICN等により情報提供するとともに、地球温暖化防止、CO<sub>2</sub>抑制など環境汚染問題に対する住民意識の高揚を図り、身近なところから環境保全の取り組みを行っていきます。また、生坂村自然資産等保護基本条例の周知による環境保護、意識の啓発に努めています。
- ③生坂の大きな財産である山の景観維持、山の産物である茸、山菜を保護するため、茸山の環境保全に努めています。

#### 【消防・救急体制】

- ①広域消防体制の中で、常備消防力の強化及び緊急救助体制の充実を図り、消防関係資機材・設備の充実を行い、消防力の強化に努めます。また、消防団員が活動しやすい環境及び体制の整備を進めるとともに、消防団・自主防災組織などの連携の強化を進めています。
- ②火災・災害に備えて、防災行政無線施設の更新を進めるとともに、Jアラート及び緊急エリアメール、雨量計など気象観測設備の運用により、情報通信伝達・収集体制の充実を図ります。また、自主防災組織強化のため防災士の育成に努めるとともに、消防団との連携を深め、村民一人ひとりの防災意識の向上を図るために、各種

防災訓練などを実施して、火災や地震・豪雨などのあらゆる災害に対応できるように取り組んでいきます。

③大規模な地震の発生や、近年の異常気象による今まで経験したことのない豪雨に備え、村及び自主防災組織・消防団が連携して対応できるように取り組んでいきます。併せて、大規模地震や豪雨による洪水、土砂災害時の対応など村民一人ひとりが避難できるための手段を確立していきます。

#### 【住環境の整備】

①遊休荒廃農地の実態など農業振興地域の現状を把握し、土地の有効利用を図るために農業振興地域計画を定期的に見直していきます。また、土地利用全般の指針を示し、自然環境と共生した郷土、景観に配慮した美しい村づくりを推進するための「生坂村国土利用計画」の策定を検討していきます。

②地籍調査は、調査済地区の追跡管理に努め、データの有効活用を図っていきます。併せて、森林経営管理制度により山林部分の境界などの調査を進めていきます。

③国庫補助による公営住宅の整備を行うために、入居者のニーズに合うよう住宅の整備計画の策定を検討していきます。

④若者を対象とした生活状況に配慮した住宅を提供するため、定額家賃で間取りなど希望に沿った一戸建て住宅の建設や既存施設の改築、維持修繕も含めた整備を計画的に進めています。

⑤村営住宅に関しては、若者の定住化につながるよう、入居者の定住などの希望を確認し、払い下げを推進していきます。

⑥空き家バンク制度を利用し、農地も含めた空き家所有者と空き家を利用したい方それぞれのニーズに合った利用を進めるため、空き家に関する情報収集に努め、空き家バンク制度の充実を図っていきます。

⑦廃屋対策として、村内の空き家で住むことができなくなった家屋について、所有者と協議し対応を検討していきます。特に、危険空き家については、強制力を持った対応がとれるよう条例等の整備も検討していきます。

⑧住環境の整備と防災対策推進のため、住宅の耐震診断や改修・住宅リフォーム等への支援を行います。

#### 【安全なまちづくりの推進】

①交差点・カーブなど事故が多発する箇所の改良、カーブミラー・ガードレールなどの点検、補修・改善を図り、関係機関と連携した交通安全教室などの充実や広報などを通じ、交通安全思想の普及啓発活動を強化していきます。

②犯罪の低年齢化や広域化、情報犯罪、高齢者への特殊詐欺行為など多様化・複雑化する犯罪を未然に防止するため、小中学校・自治会や防犯協会等の関係機関及び警察と連携するとともに、防犯灯の設置に加え防犯カメラの導入も検討し、必要に応じて防犯パトロールなどを展開していきます。

#### 成果指標と目標

数値目標	基準値	目標値
消防団総合訓練出動率	56.9%	65.0%
総合防災訓練住民参加率	53.9%	65.0%

#### (3) 計画

##### 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
5 生活環境の整備	(1)水道施設		
	簡易水道	給水区域整備 施設整備及び耐震化	村 村
	(2)下水処理施設		
	農村集落排水施設	整備・維持管理	村
	地域し尿処理施設	合併浄化槽整備	村
	(3)廃棄物処理施設		
	ごみ処理施設	維持管理	一部事務組合
	し尿処理施設	し尿処理施設の建設	一部事務組合
	(4)火葬場		
		葬祭センター維持管理	一部事務組合
	(5)消防施設		
		消防防災施設等整備	村
	(6)公営住宅		
		公営住宅の建設 公営住宅の維持・補修	村 村
	(7)過疎地域持続的発展特別事業		
	生活	水源調査	村
	環境	不法投棄防止	村
	危険施設撤去	公共施設解体	村
	防災・防犯	防災の推進 防犯灯の整備	村 村
	その他	空き家撤去の推進	村

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本村が保有する公共施設の規模や配置の適正化、コストの縮減など生坂村公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては、整合を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

### 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

#### (1) 現況と問題点

##### 【子育て環境】

生坂村は自然豊かで、子どもたちが明るくのびのびと学び成長する上で、理想的な環境であるといえます。

反面、近年の核家族化や女性の社会進出などを背景とした家族形態の変化などにより、家庭や地域における子育ての機能が低下し、子育てについての不安・悩みや親の孤立感を増大させています。

障がい者や引きこもり、ひとり親世帯など様々な要因により支援を必要とする者も増える傾向にあり、早期に必要な支援が行えるよう関係機関などと連携し、相談・支援活動を推進することで生活に必要な支援や訓練、就労の場の確保などを進め、全ての村民が住みなれた地域で生き生きと安心して自立した生活を送れることができます。

村では、教育と児童福祉を一貫して支援するため、子育て支援センター「なのはな」や「生坂村子育て世代包括支援センター」を設置し、ファミリーサポートセンター事業や病後児保育事業を展開するとともに、安心して妊娠・出産・育児につながる支援体制を整備してきました。

また、平成31年4月には「なのはな」に「生坂村子ども家庭総合支援拠点」を設置し、多種多様な相談に対応できる体制整備に努めています。

保育園では現状を踏まえ、地域・親・子が一緒に楽しみながら関われるような保育活動に取り組んでいます。

今後は、新たに策定した「生坂村こども計画（令和7～11年度）」に基づき、こども真ん中社会を軸に、家庭における子育てを基本としながら、地域全体で子育てを支援する体制をさらに充実させ、保護者等が意欲的に楽しく育児ができる環境づくりが求められます。

##### 【高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進】

少子高齢化の進行に伴い、福祉ニーズも多様化・増大化しており、その対応には行政だけでなく関係機関・団体と連携を強化し、行政と住民の役割を明確化しつつ、社会福祉協議会や民生児童委員の活動の充実、ボランティア団体の育成、福祉を担う人材の確保、福祉の基盤整備などにより、地域福祉支援体制の確立を進めることが必要となって

います。

高齢者の暮らしや生きがい活動を支える環境づくりを進め、村民がお互いに支え合うシステム「もりびと」を充実させ、高齢者生活福祉センターの効率的な活用により生坂村での生活が続けられる支援体制の継続が必要です。

## (2) その対策

### 【子育て環境】

- ①様々な子育て支援や事業の充実を図るとともに「子ども家庭総合支援拠点」として、子どもとその家庭及び妊産婦などを対象に、より専門的な相談対応や継続的なソーシャルワーク業務を行っていきます。
- ②長時間保育や乳児保育、障がい児保育など、様々な実態に合わせた受け入れ体制や、保育士などの適切な人員配置による保育内容を充実させていきます。また、子育て支援の関係機関との連携を強化し、支援の必要な乳幼児の早期把握に努めていきます。
- ③地区による遊び場の自主的な管理を推進しつつ、村内に安全で利用しやすい憩いの場や交流スペースを確保し、地域や世代間の交流活動を促進していきます。
- ④障がいの早期発見のため関係機関と連携し、各種健診、相談・指導体制の充実を図っていきます。また、引きこもり、発達障がい児者本人や保護者・家族などへの相談、支援にも努めていきます。
- ⑤松本児童相談所や松本保健福祉事務所などの関係機関と連携を強化し、子育てや生活の相談をしやすい体制と環境を整えていきます。
- ⑥生活の安定を図るため、各種援護事業を推進するとともに、民生児童委員・児童相談所など関係機関との連携を強化し、家庭の生活実態の把握に努め、生活相談や実情に見合った援助活動の充実、親子のふれあいや親同士の交流と自立活動の促進を図っていきます。
- ⑦犀龍小太郎助成金により、18歳までのインフルエンザ予防接種無料化や不妊症治療、妊婦健康診査などへの助成を引き続き行うほか、村単福祉医療給付事業で18歳までの医療費を無料としています。また、産後ケア・産婦健診事業などにより、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整えていきます。

### 【高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進】

- ①高齢者が住みなれた地域で健康で自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会などの連携強化を図り、各種在宅介護サービスの充実に努めていきます。
- ②施設への入所希望者に対しては、一部事務組合など広域による施設運営と民間による施設で対応しており、さらなるサービスの充実と、施設の維持に努めていきます。

地域密着型施設「はるかぜ」のサービスの充実を図り、認知症高齢者やその家族の支援を継続していきます。

- ③かつて各地区にあった長寿会が減少しているなか、生きがいづくりにつながるサークル活動を支援していきます。また、高齢者が気楽に集うことができる場づくりを支援し、同時にボランティアリーダーの育成にも努めていきます。併せて、高齢者の経験や知識を若者に伝える機会を設けるとともに、その知識や技術を生かし、いつまでも社会に必要とされる人材として、楽しく生きがいをもって生活できる地域を目指していきます。
- ④一人暮らしや高齢者だけになっても住みなれた地域で安心して暮らせるよう、高齢者見守り隊員が毎日村内を巡回することで、早期に必要なサービス提供につなげていきます。また、支え合い組織「もりびと」を活用し、相談体制と福祉サービスの充実を図っていきます。
- ⑤いつまでも介護されることなく自立して生活ができるよう、全村民を対象に「生坂スタイルの健康づくり」を確立させ村民の健康維持を支援します。ICNなどを活用して、各種専門職の指導による自宅でできる体操の普及に努め、早期からの介護予防知識の啓発・普及に努めます。また、「元気塾」や「おとこ塾」など、介護予防関係事業をさらに充実させるとともに、参加しやすい環境を整えていきます。
- ⑥障がい者への理解を深め、可能な限り家庭や地域で安心して日常生活を営むができるよう、関係機関と連携し特色のあるサービスの提供や支援の充実を図っていきます。
- ⑦住宅改修への助成を行い、障がい者が安全に暮らせるよう住宅の整備を支援します。既存の施設・道路などの改善・整備に努めていきます。
- ⑧障がい者の社会参加を促進するため、生涯学習活動や地区行事など様々な社会活動への参加機会を拡充するとともに、外出などに対する移動支援体制の充実を図っていきます。
- ⑨関係機関や関係団体及び民間企業などへ協力を求めて、就労の場の確保に努めるとともに、農業と福祉の連携として、農業公社と協力し障がい者への就労場所の提供を検討します。また、「松本圏域障がい者自立支援協議会」が設置されたことから、保健師、社会福祉士が連携し就労支援体制をさらに充実させていきます。
- ⑩民生児童委員や社会福祉協議会などとの連携により、各種制度の活用などについて適切な相談・指導滑動を行うことにより、障がい者、低所得者、高齢者の生活の安定と自立への援助を図っていきます。

## 成果指標と目標

数値目標	基準値	目標値
過去3年間の平均出生数	6人	6人
子育て環境満足度(アンケートによる5段階)	3.5点	4.5点
子育て支援センターの未就学児童の利用率	83.8%	85.0%
ファミリーサポートセンター事業協力会員数	6人	8人
平均寿命	85.5歳	85.5歳
65歳以上介護認定率	19.6%	18.9%
認知症サポーター数	239人	364人
75歳以上の介護予防教室への参加率	18.8%	23.0%

## (3) 計画

### 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設		
	児童館	環境改善整備	村
	(2)認定こども園		
	保育所	環境改善整備	村
	(3)高齢者福祉施設		
	高齢者生活福祉センター	高齢者生活福祉センター運営	村
	老人ホーム	養護老人ホーム扶助・整備	村
	その他	外出支援	村
		社会福祉協議会運営補助	村
		軽度生活支援	村
	(4)介護老人保健施設		
		介護予防施設整備事業	村
	(5)福祉センター施設		
		福祉センター施設機能向上	村
	(7)市町村保健センター及び母子健康包括支援センター		
		保健センター機能整備	村
	(8)過疎地域持続的発展特別事業		
	子育て	子育てアプリの活用	村
	児童福祉	臨時調理員の配置	村
	高齢者・障害者福祉	配食サービス	村

	社会福祉協議会運営補助	村
健康づくり	健康づくり支援	村
その他	出産祝い金	村

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本村が保有する公共施設の規模や配置の適正化、コストの縮減など生坂村公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては、整合を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

### 8 医療の確保

#### (1) 現況と問題点

時代の変遷により、食生活や生活習慣が様変わりし、生活の向上が図られた反面、ストレスの増大などが原因となって引き起こされる、心の健康問題や生活習慣病の増加が深刻な問題となっています。

村内には、民間の内科医院と公設の歯科診療所が1施設ずつありますが、住民の診療圏は近隣市町村へと広範囲にわたっています。

医療環境の充実に対する村民の要望は強く、近隣の高次医療機関と村内の医療機関との連携体制を強化し、地域医療体制や救急医療体制の充実が必要となっています。

生活習慣の改善や病気の早期発見・治療を進めるためにも、村民一人ひとりが健康に対する意識を高め、関係機関と連携協力し各種健康診査や健康づくり教室を実施し、受診しやすい環境を整え健康寿命を延伸することが求められます。

#### (2) その対策

- ①広域的な大学病院、総合病院また村内開業医との連携体制をさらに充実させ、罹患した方とその家族に対する支援に努めます。同時に、その体制について村民への啓発に努め、医療体制に対する不安解消を図ります。また、社会福祉協議会と行政との連携強化を図り、高齢者等交通弱者の通院介助システムを確立させていきます。
- ②緊急時には、いつでも適切な処置を受けられるよう、医療機関・医師会との連携を図り、安心できる救急医療体制の維持・継続を図っていきます。
- ③本村の高齢化や地理的条件などに起因する医療環境の課題を解決していく上では、情報通信技術の発達による遠隔医療体制の導入も一つの選択肢となるため、調査研究を進めていきます。
- ④村民一人ひとりの生活習慣病の早期発見・治療対策を促進するため、各種健康診査や健康づくり教室などを実施するとともに、健康に対する意識の高揚と予防活動の充実を図っていきます。また、検診に関してはクーポン券の発行を進め、検診を受

けやすい環境を整えていきます。

- ⑤村民の自主的な福祉活動への参加を促進するため、福祉関係機関・団体と協力して、ボランティア組織の体制充実を促進していきます。
- ⑥送迎車両の運行などにより受診しやすい環境を維持し、受診率の向上に努めるとともに、事後指導の内容を充実させ疾病予防に努めます。また、健康推進員との連携により「健康応援隊」をさらに発展させ、健康づくり及び相談に応じる体制を整えています。
- ⑦国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、介護保険などの社会保障制度は、法律により制度が決められ村民の生活に密着しています。少子高齢化が進む中、各制度が正しく理解され持続可能な制度として、運営されるよう広報啓発を推進していきます。

#### 数値指標と目標

数値目標	基準値	目標値
特定健診受診率	53.5%	62.0%
健康・体力づくり活動 (健康応援隊)参加率	8.7%	8.1%

#### (3) 計画

##### 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
7 医療の確保		(1)診療施設	
	診療所	診療所施設整備・維持管理	村
	患者輸送車	患者輸送車更新	村
(3)過疎地域持続的発展特別事業			
	歯科診療所	歯科診療所の運営委託	村
	その他	子育て支援福祉医療	村
		在宅訪問診療	村
		各種ワクチン接種助成	村
		遠隔診療ネットワーク推進	村

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本村が保有する公共施設の規模や配置の適正化、コストの縮減など生坂村公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては、整合を図りな

がら過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### 【学校教育】

本村には、小・中学校が各1校あるものの、少子高齢化と過疎化で児童・生徒の数が年々減少しており、このままの状況が続くと将来的に複式学級となる可能性が出てきています。そのため村では、平成29年度に「保小中一貫教育研究検討協議会」を設置して一貫教育などを視野に入れた協議を進め、令和6年4月から施設分離型の小中一貫型小学校・中学校による一貫教育をはじめました。

また改訂された学習指導要領は、小学校からの外国語教育の導入など社会の変化を見据えた新たな学びとなっており、子どもたちが変化を前向きに受け止め、社会や人生をより豊かなものにしていく力を求める内容となっています。

学校給食は地産地消を進め、安全・安心な食の提供に努めており、平成30年度からは子育てを支援するため児童・生徒の給食費の無料化に取り組んでいます。

学校関連施設は、老朽化や耐力度に懸念があった小学校は、耐震工事と老朽化による大規模改修工事を合わせて実施し、全面改築して20年余りが経過した中学校とともに、子どもたちが安心して学べる環境は整備することができました。しかし、小学校は築45年以上が経過しているため、今後も老朽化による修繕工事が必要となることが予想されます。老朽化していた教職員住宅の改築をはじめ、学校給食センターも小学校に隣接して整備し、中学校と合わせて給食の提供が行なわれております。さらにスクールバスの更新もされるなど、教育関係施設の整備が図られました。今後は、厳しい財政状況下ではありますが、行われている教育に関する各研究協議から出される結果も考慮し、効率的・効果的な整備などが求められています。

人口減少の影響もあり、子育てを助け合う機会の減少や地域とのつながりの希薄化などの問題が生じていますが、本村に暮らしているすべての親が安心して子育てができ、子どもたちは村への愛着を生みのびのびと学べる環境づくりが求められます。

#### 【社会教育】

本村では、各種の文化関係講座やスポーツ関係講座を開催していますが、参加者の年齢や性別、地域に偏りがあることから、内容や運営の工夫が必要であるとともに、住民が興味、関心を持つ講座の開設を検討する必要があります。

児童館・生涯学習施設「たんぽぽ」は、子どもたちが安心して活動できる場の確保と、児童の健全育成支援を目的に、放課後児童支援員など多くの方々に支えられて運営して

います。「たんぽぽ」に併設されている図書室には、司書を配置し多くのボランティアの皆さんにご協力をいただき、蔵書管理や利用者への支援のほか「図書かんだより」やSNSによる情報発信を行っています。県立図書館との連携による資料などの貸し出しにも応え、住民が図書室を利用しやすい環境づくりにも努めています。今後も、少子高齢化時代の子育て支援や生涯学習活動の拠点として大きな役割を担うことが期待されます。

社会教育・生涯学習活動を進める中で、各地区の文化・教育施設などの公共施設を生涯学習の場として活用しながら、活動を通じて学んだ技術や知識を明日の村づくりや課題解決、地域社会に反映させる仕組みづくりを推進していくことが求められます。

#### 【スポーツ】

スポーツ大会は、多くの村民が参加しやすいように村民運動会と村民総合スポーツ祭を試験的に隔年開催とするなどの工夫をしているところですが、参加人数の伸び悩みや参加者の偏りが見られます。また、村内のマレットゴルフ場やゲートボール場では、高齢者を中心に多くの利用がありますが、B&G 海洋センターや総合運動場などの施設を利用するスポーツ教室の参加人数は、年々減少しています。

スポーツの振興を図るためこれらの施設を有効活用するとともに、松本山雅 FCとの連携による講座やスポーツ交流事業の実施、村民のニーズを捉えた教室の開催などにより、住民のスポーツ意識の高揚を図っていく必要があります。

また、体育関係組織の強化や指導者の育成など、スポーツ環境の充実が望まれますが、本村に合った支援体制や環境整備が求められます。

### (2) その対策

#### 【学校教育】

①ぶどう・おやきなどの特産品や村の豊かな自然を活かした特別なカリキュラムの編成や、山村留学の実施など山間地にふさわしい特色ある教育活動について検討します。また、生坂村保小中一貫教育研究検討協議会の最終報告が出された後、それを踏まえ一貫教育による村の教育の方向性を早期に決めていきます。

②社会の情報化に対応し、効率的な情報通信技術（ICT）の整備・更新により情報教育環境の確保に努めるとともに、指導者の育成を推進していきます。併せて、A I（人工知能）やロボット、I o T（モノのインターネット）等により急速に変化する社会に対応するため、次世代の子どもたちがA I等と共に存していく力を身につけることができるよう努めています。

③英語教育を中心として、生きた外国語に触れる機会をより多く作り、国際理解と協調の理念を育みます。また、全ての児童・生徒の社会実地での国際体験及び学習の

充実に努め、世界に通用する人材を育てていきます。

- ④人権教育や道徳教育、また環境教育の推進などにより、豊かな人間性と社会性を育みます。特に道徳教育は、学校の教育活動全体を通して行なっていきます。
- ⑤ボランティア体験や福祉体験学習などの教育を推進するとともに、健康診査や健康相談などの学校保健活動により、児童・生徒の心身の健康保持・増進を図っていきます。
- ⑥心の悩み、いじめ、不登校などに関する児童・生徒の情報を十分に把握できる体制と、児童・生徒をはじめ保護者や教師からの相談に応じる体制をより充実させ、障がい児教育を含め適切できめ細やかな対応に努めます。また、家庭や地域、関係団体などとの連携を十分に図り、心身ともに健やかに育つことのできる環境づくりに努めていきます。
- ⑦教育内容の変化・高度化に対応した教育活動が実践できるよう、教職員の研修・研究活動を促進し、教育力・指導力の向上を図っていきます。
- ⑧都市部や村外の小・中学校との交流などを通して、子どもたちの視野を広げる教育機会の充実を図っていきます。併せて、村内保育園、小学校、中学校の交流も進めています。
- ⑨生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成するため関係機関と連携し、保護者向けや子どもの成長に合わせた各種講座などを計画し、家庭での教育力を高めるきめ細やかな支援を進めていきます。
- ⑩地域の特色を生かした生涯学習社会にふさわしい、規模に見合った学校施設や設備の修繕・充実を図り、生涯学習の場として積極的に地域への開放を進めていきます。
- ⑪給食センターは、村単独施設としての利点を生かし、生産者の顔が見える安全な村内産農産物の活用（地産地消）を図り、安心して食べられる給食の提供に努めるとともに、給食を通して子どもたちが食の大切さを学び身につける「食育」を推進するため、関係機関との連携に努めています。

### 【社会教育】

- ①従来からの講座の内容を評価検討し充実を図るとともに、地域の自立につながる講座、村の自然環境を考える講座など、村の実情に沿った内容の講座を開設していきます。
- ②住民が優れた芸術文化に触れられる機会の提供に努めるとともに、創作意欲、自主的な活動につなげられるよう、国内外の様々な文化や芸術活動を広く紹介していきます。
- ③公民館を中心に、各施設や関係団体と連携・交流して、ICNや広報誌などにより

住民が興味・関心を持つ情報の収集と提供に努めています。

- ④村内外から専門知識・技術を持った講師を招き、指導者の発掘・育成・確保に努めています。
- ⑤生涯学習関連団体の自主的・積極的な活動や相互交流を支援し、その育成を図っていきます。また、各地区の文化・教育施設など公共施設を生涯学習活動の場として活用していきます。
- ⑥生涯学習活動を通して学んだ技術や知識を、村づくりや地域社会に反映させる仕組みづくりを推進していきます。
- ⑦長野県立図書館との連携による資料などの貸し出し要望に応えるとともに、住民が図書を借りやすい環境づくりに努めています。また、司書を中心として利用者の要望に沿った魅力ある図書や施設の充実を図り、利用促進活動に努めます。
- ⑧「総合的な学習の時間」の活用やコミュニティースクールを通して、人間性豊かな児童・生徒を育成していきます。また、郷土の歴史や文化を継承する心を養うとともに、地域全体で子どもたちが村に愛着と誇りが持てるような教育を推進していきます。
- ⑨児童館「たんぽぽ」の活動を強化して、地域のサポーターとともに放課後児童クラブ、放課後子ども教室などの充実を図っていきます。

### 【スポーツ】

- ①すべての住民が気軽にスポーツやレクリエーションを楽しめるよう、施設・設備の使いやすさに配慮するとともに、いろいろなスポーツの普及、機会の提供に努めています。
- ②内容や運営に工夫を凝らした各種スポーツ大会を開催し、住民のスポーツ意識の高揚と関係団体等との連携強化を図ります。
- ③各種社会体育事業の実施により、地域のスポーツ指導者や経験者と学校体育との連携を図っていきます。
- ④村がホームタウンとなっている松本山雅F Cと連携し、住民が興味を持って参加できる講座や、様々なスポーツ交流事業などを実施していくことでスポーツ振興を図ります。
- ⑤スポーツの普及のために、体育協会と連携しながら各種団体活動を促進し、自発的なスポーツチームの育成を支援していきます。
- ⑥誰でも・いつでも利用できるスポーツ施設として、施設情報を提供し、村外の方も含めた活用を促進します。また、必要に応じて既存のスポーツ施設等を改築・改修し充実を図っていきます。

### 数値指標と目標

数値目標	基準値	目標値
放課後子ども教室（のびのびスクール）参加率	82.0%	83.0%
広域的な学校間交流事業	1事業	1事業
いくスポ参加者数	120人	250人

### (3) 計画

#### 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
8 教育の振興			
(1)学校教育関連施設			
校舎	教育環境改善	村	
水泳プール	プール施設整備	村	
教職員住宅	教員住宅整備・維持管理	村	
スクールバス	スクールバス更新	村	
給食施設	給食センター設備整備	村	
(3)集会施設、体育施設等			
公民館	施設整備・維持管理	村	
集会施設	子育て支援センター施設整備	村	
体育施設	スポーツ施設整備・維持管理	村	
図書館	システム更新	村	
その他	多目的集会施設老朽箇所修繕	村	
(4)過疎地域持続的発展特別事業			
義務教育	学習支援	村	
	学級支援員配置	村	
	パソコン学習	村	
	ICT 機材整備	村	
	外国青年招致	村	
	義務教育活動支援	村	
	学校給食食育事業への補助	村	
	学校図書館司書配置	村	
	教育環境整備	村	
	通学費補助	村	
生涯学習・スポーツ	生涯学習の推進	村	
	文化講演会開催	村	

		生涯学習グループ支援	村
		図書室システム更新	村
		図書室蔵書管理	村
その他		保小中一貫教育の推進	村
		入学祝い金	村
		講演会	村

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本村が保有する公共施設の規模や配置の適正化、コストの縮減など生坂村公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては、整合を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

### 10 集落の整備

#### (1) 現況と問題点

集落の中には人口の減少と高齢化により、機能の低下した集落が出てきています。こうした中で地区担当職員やいきか大好き隊員の設置により、地区活動のサポートを行っていますが、地区からの要望により、行政区の再編成などの検討も必要となってきています。

#### (2) その対策

- ①若者向け住宅の整備や空き家対策、高齢者福祉、集落サポート（地区担当職員・いきか大好き隊等）、防災（組織支援）を横断的施策として行います。
- ②村内の入居可能な空き家等を調査し、空き家バンク・楽園信州空き家バンクへの登録を進め、空き家等の有効利用を図っていきます。
- ③村内の空き家で、住む事ができなくなった家屋等について、所有者と協議し指導等に努めています。

数値指標と目標

数値目標	基準値	目標値
村営住宅整備数	30戸	38戸

### (3) 計画

#### 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
9 集落の整備	(1)過疎地域集落再編整備		
		空き家再生等推進	村
		不良住宅等除却	村
		集落案内看板の整備	村
		若者定住促進住宅の整備	村
(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	空き家対策	村

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本村が保有する公共施設の規模や配置の適正化、コストの縮減など生坂村公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては、整合を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

## 11 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

本村には数多くの有形・無形文化財、天然記念物などがあり、その保護・保全に努めています。しかし、必ずしも各文化財に目が行き届いている訳ではなく、盜難も村内各所で発生しており、その対応が迫られています。

農村資料館や山清路の郷資料館では、農作業で使われた古道具をはじめ郷土食や年中行事等を公開していますが、さらに歴史資料の収集、整理分析を行い、これら資料の活用について検討が必要です。

文化財保護委員会においても現地調査を行うなどして課題の解決に向け取り組んでいますが、指定文化財の所有者や資料提供者の更なる理解と協力により適正な保存・継承を図っていく必要があります。

また、村出身の法学者である加藤正治氏の生家である「一星亭」は、後世に残すため村で購入し、令和元年に国の登録有形文化財に登録されました。今後は、地域づくりに生かされる活用方法について検討していく必要があります。

児童・生徒をはじめ住民に対し、各種教室や講演会の開催など生涯学習活動の中で歴史文化意識の醸成にさらに努め、個性ある地域文化を形成していくことが重要です。

### (2) その対策

- ①有形・無形の歴史・文化的財産を住民との協力のもと、広く調査・収集し、文化財の指定などを推進します。また、未整理の資料の整理を進めるとともに歴史・文化的伝承として、国の登録有形文化財である「一星亭」を村内外に広くPRすることにより持続的な地域づくりの推進に努めています。
- ②村の文化財・自然・歴史・身近な風習などを広く紹介する資料の作成などにより、文化財保護意識を醸成し、歴史文化資源を村づくりに活用するとともに、指定文化財の修理、適切な保全管理を図っていきます。
- ③農業器具や暮らしの歴史を後世に伝えるとともに、先人の知恵と技術などを体験・学習し、郷土の歴史文化の価値を再認識できる場として、活性化センター内の農村資料館及び山清路の郷資料館を活用します。また、山清路の郷資料館では、昔ながらのクラフト体験ができる講座を開きながら、地域住民と県内外の人との交流や、地域の活性化及び情報交換の場として活用していきます。
- ④公民館をはじめとする文化・教育施設については、より利用しやすい運営、効率的な維持管理のための利用体系、管理形態を検討し、管理経費の節減を図っていきます。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
10 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等		
	地域文化振興施設	文化財保護	村
		文化財関係施設整備	村
	(2)過疎地域持続的発展特別事業		
	地域文化振興	芸術文化の振興	村

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本村が保有する公共施設の規模や配置の適正化、コストの縮減など生坂村公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては、整合を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

## 12 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

本村の大きな財産である山の景観維持、基幹産業を支える豊かな自然資産を守ることは重要な問題であり、地球規模で進んでいる地球温暖化は自然環境に大きな影響を与え

ています。地球温暖化は、本村の自然環境や農林業にも影響を及ぼすおそれがあり、環境負荷の低減とエネルギーの安定確保を両立させる取組が求められています。令和4年6月に「生坂村ゼロカーボンシティ宣言」を行い、村民との協働による2050年の温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことを宣言しました。令和5年2月に環境省が進める「脱炭素先行地域事業」に計画申請し、同年4月に脱炭素先行地域に選定され、小水力発電、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入を着実に推進しています。

## (2) その対策

- ①森林の持続的な管理と環境整備を推進とともに、木質バイオマスエネルギーの調査・研究をし、森林資源の多様な活用を図ります。
- ②脱炭素社会を推進するため、クリーンエネルギーや自然エネルギー利用施設の設置について検討し、普及促進に努めます。併せて、公共施設における再生可能エネルギーの導入を推進していきます。また、薪ステーションの整備推進に努めます。

数値目標と目標

数値目標	基準値	目標値（令和11年）
CO <sub>2</sub> 排出削減目標値	—	△55.0%

## (3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設		
	地域脱炭素化推進事業	薪ステーション施設整備	村
		バイオマスエネルギーの推進	村
		太陽光エネルギーの推進	村
		マイクログリッド設備の整備	村
		小水力発電設備の整備	村
		充放電器の整備	村
		木材チップ工場の整備	村
		オフグリッドハウスの整備	村

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本村が保有する公共施設の規模や配置の適正化、コストの縮減など生坂村公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては、整合を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

### 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

#### (1) 現況と問題点

村は人口が減少し続けており、少子化、さらにこれに伴う過疎化が大きな問題となっていますが、これを解決するには若者にいかに定住してもらうかが課題になります。

また、集落の中には急激に高齢化が進み、集落の自治活動及び景観整備に支障が出ている地区が見受けられます。

#### (2) その対策

- ①若者世帯住宅整備・新規就農研修事業・若者の働く場の確保（企業誘致、特産品開発）・子育て支援・教育（村への愛着心醸成、教育費補助、奨学金制度）等の事業を横断的施策として行っています。
- ②いくさか大好き隊員や集落支援員を設置し、それぞれの業務で支援するとともに、独自の自治活動を支援するために振興交付金事業を行っていきます。

#### 数値目標と目標

数値目標	基準値	目標値
ながの結婚マッチングシステム新規登録者	1人	10人

#### (3) 計画

##### 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		振興交付金	村
		結婚祝金	村
		急傾斜地砂防事業	村
		いくさか大好き隊集落等支援	村

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本村が保有する公共施設の規模や配置の適正化、コストの縮減など生坂村公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては、整合を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

## 事業計画（令和8年度～12年度）

## 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	移住・定住	移住体験施設等整備及び運営	村	
		空き家対策事業の推進	村	
		リフォーム等に対する補助	村	
	地域間交流	北海道標津町との相互交流	村	
	人材育成	地域おこし協力隊への支援	村	
		職員の相互派遣	村	
		地域づくり人材育成	村	
		特定地域づくり事業への支援	村	
2 産業の振興、観光の開発	第1次産業	荒廃地防止支援員設置	村	
		多面的機能支払	村	
		農業用機械整備	村	
	商工業・6次産業化	規模拡大・食料品販売店への補助	村	
		マル得商品券補助	村	
	情報通産業	I T システム構築	村	
	観光	観光協会への補助	村	
	企業誘致	新規企業・起業者支援	村	
	その他	地域活性化コーディネーター設置	村	
		特色ある道の駅の整備	村	
3 地域における情報化	情報化	公衆無線 L A N 環境整備	村	
	デジタル技術活用	ICT 利活用の推進	村	
	A I 活用	A I 技術の利活用	村	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	公共交通	村営バス運行	村	
	交通施設維持	集落間連絡道路施設整備	村	
5 生活環境の整備	生活	水源調査	村	
	環境	不法投棄防止	村	
	危険施設撤去	公共施設解体	村	
	防災・防犯	防災の推進	村	
		防犯灯の整備	村	
		消防団応援商品券	村	

	その他	空き家撤去の推進	村	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	子育て	子育てアプリの活用	村	
	児童福祉	臨時調理員の配置	村	
	高齢者・障害者福祉	配食サービス	村	
		社会福祉協議会運営補助	村	
	健康づくり	健康づくり支援	村	
	その他	出産祝い金	村	
7 医療の確保	歯科診療所	歯科診療所運営委託	村	
		子育て支援福祉医療	村	
		在宅訪問診療	村	
		各種ワクチン接種助成	村	
		遠隔診療ネットワーク推進	村	
8 教育の振興	義務教育	学習支援	村	
		学級支援員配置	村	
		パソコン学習	村	
		ICT 機材整備	村	
		外国青年招致	村	
		義務教育活動支援	村	
		学校給食食育事業への補助	村	
		学校図書館司書配置	村	
		教育環境整備	村	
		通学費補助	村	
	生涯学習・スポーツ	生涯学習の推進	村	
		文化講演会開催	村	
		生涯学習グループ支援	村	
		図書室システム更新	村	
		図書室蔵書管理	村	
	その他	保小中一貫教育の推進	村	
		入学祝い金	村	

		講演会	村	
9 集落の整備	集落整備	空き家対策	村	
10 地域文化の振興等	地域文化振興	芸術文化の振興	村	
11 再生可能エネルギーの利用の推進	地域脱炭素化推進	普及啓発	村	

※本計画に記載した全ての過疎地域持続的発展特別事業の効果は一過性ではなく、将来にわたって過疎地域の持続的発展に資するものです。